

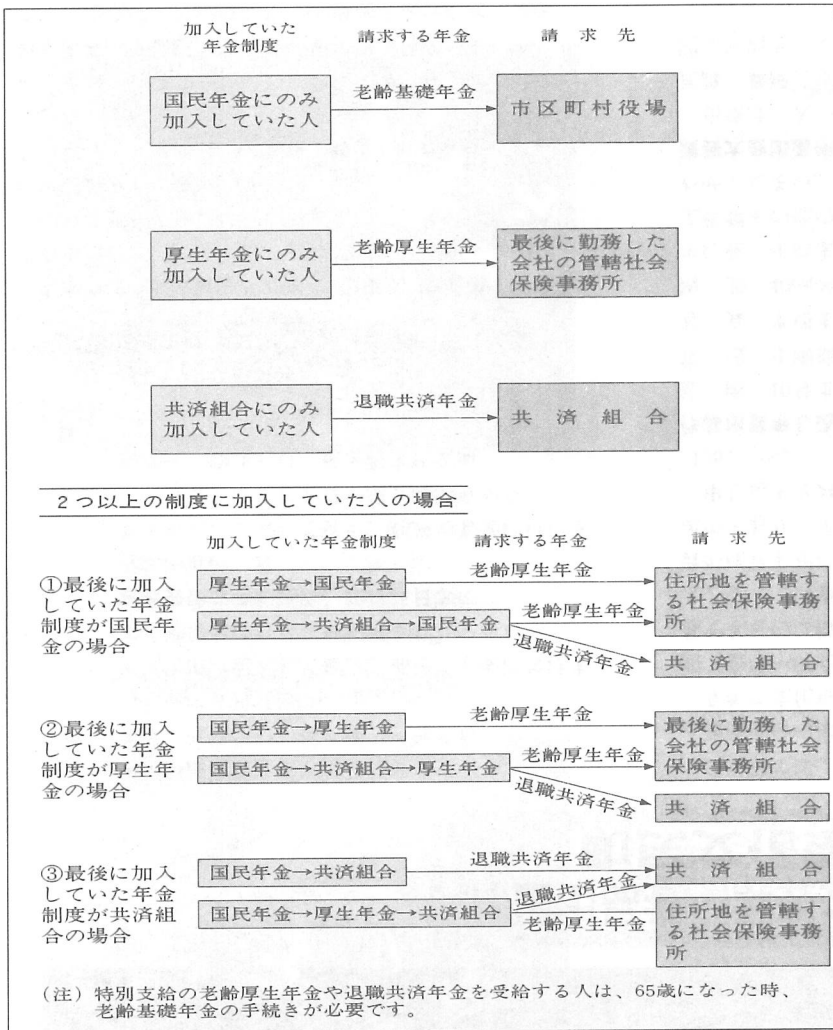


老齢年金の請求先は？

年金 だより

年金は大きく分けると、国民年金・厚生年金・共済組合の3つに分けることができます。国民年金のみに加入していた方は、役場の年金係で請求することができますが、厚生年金や共済組合に加入したことのある方は、請求先は別表のとおりになります。

年金は、受けられる資格があっても、本人の請求がなければ支給されませんので忘れずに請求してください。くわしいことは、役場国民年金係（☎82-1111内線247）までお問い合わせください。



6ヶ月分の前納ができるようになりました

今年から国民年金保険料が、1年分の前納のほかに半年ごとの前納もできるようになりました。保険料を前納すると毎月納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もなく安心です。また、右表のとおり割引もありますので、希望される方は役場の国民年金係へお問い合わせください。

保険料納付額

区分	定額保険料	割引額	付加保険料	み料	割引額
1ヵ月	12,300円	—	12,700円	—	—
6ヵ月前納 (8年10月～9年3月)	72,980円	820円	75,350円	850円	850円

(単位 円)

工事等の名称	工事等の箇所	契約金額	契約の相手方
ふれあいスポーツ広場(仮称)整備工事(その1)	横芝町坂田池地先	456,290,000	古谷建設(株)
ふれあいスポーツ広場(仮称)電気設備工事	横芝町坂田池地先	40,170,000	共和電気工業(株)

7月

入札結果